

経理の窓



平成18年9月1日号

地球温暖化でしょうか？今年は、雷、大雨が多いですね。台風シーズンを迎えます。洪水も怖いですが、落雷や停電で電話機やパソコンがこわれたりもします。ご用心！

今月の税務

法人税 : 7月決算法人の確定申告と納付

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度について

(制度の概要)

中小企業者に該当する青色申告法人や青色申告をする個人事業者が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した少額減価償却資産を有する場合において、その少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、その事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額を損金の額に算入するというものです。

少額減価償却資産とは、減価償却資産で取得価額が10万円以上30万円未満のものをいいます。

(改正の内容)

(1) 適用対象資産の改正

少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、損金の額に算入する金額は、その取得価額の合計額のうち300万円まで損金算入が認められます。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

(適用時期)

(1)の規定は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得等をする少額減価償却資産について適用されます。平成18年3月31日までに取得等をしたものは、改正前の規定が適用されます。

但し、個人事業者は、申告年度における取得価額の合計額が300万円を超えるときは、300万円が限度となります。

(ご参考)

取得価額が20万円未満の減価償却資産については、事業年度ごとに、一括して3年間で償却できる方法を選択できます。

法人の場合は、取得価額が10万円未満の減価償却資産でも、即時損金対象としないで、一括して3年間で償却できる方法の対象とすることができます。

平成19年度の所得税に、定率減税の廃止と所得税及び個人住民税の税率構造の改正が適用になります。

地方税法関係の改正について

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の創設

平成11年から平成18年までに入居した者に限り、平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当該年分の住宅借入金等特別控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。）のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とします。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該控除した残額に相当する金額を当該翌年分の所得割の額から控除することとされました。

なお、当該措置は、対象者から市町村長への申請に基づき、実施することとされています。

（改正後の税率構造） 所得税は平成19年分から、個人住民税は平成19年度分から適用されます。

所 得 税			個 人 住 民 税	
課 税 所 得		税率	課 税 所 得	標準税率
～	195万円	5%	一 律	10%
195万円	～ 330万円	10%		
330万円	～ 695万円	20%		
695万円	～ 900万円	23%		
900万円	～ 1,800万円	33%		
1,800万円	～	40%		

（現 行）

所 得 税			個 人 住 民 税	
課 税 所 得		税率	課 税 所 得	標準税率
～	330万円	10%	～ 200万円	5%
330万円	～ 900万円	20%	200万円 ～ 700万円	10%
900万円	～ 1,800万円	30%	700万円 ～	13%
1,800万円	～	37%		